

特定教育・保育施設の利用者負担額の一部返還について

【概要】

子ども・子育て新制度の開始に伴い、平成 26 年 12 月に本市の利用者負担額（施設を利用する子どもの保護者が負担する額。以下「保育料」という。）の上限を定める条例を制定しました。新制度移行にあたり、これまでの保育料の水準を維持することとしていましたが、その後、平成 27 年 3 月 31 日に公布された国の政令の内容の確認、反映をしないまま、条例の規定内容と実際の保育料に齟齬が生じてしまいました。

今般、例規等の総点検で現条例の規定に照らすと一部、保護者の保育料について上限を超えて徴収していたことが判明したため、徴収済みの保育料の一部を返還するものです。

今後、係るようなことがないよう適正な事務執行に努めてまいります。

※詳細な説明については（資料）参照

【対象者数】

対象者数 3,196 名 / 世帯数 2,658 世帯 ※（R4.1.1 現在）

【一部返還が生じる期間】

平成 27 年度から令和 3 年度までの 7 年間

【概算返還額】

概算返還額 6,385 万円 ※上記期間の総額 ※（R4.1.1 現在）

【今後の対応】

改正条例（案）および返還に必要な予算（案）について令和 4 年第 1 回定例会にて提案し、議会での議決を得たうえで、令和 4 年度から速やかに対象者に返還事務を実施していく予定。

(資料)

利用者負担額（保育料）の一部返還について

(説明資料)

子どもすこやか部

(1) 法令、条例による利用者負担額（保育料）について

子ども・子育て支援法第27条第3項第2号により、利用者負担額は「政令で定める額」を限度として市町村が定めることとなっています。この「政令で定める額」は、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項により次のように整理されています。※別表1参照

①国の定める保育料の額

→世帯の所得の状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとされています。この国が定める水準は、従来の保育所の利用者負担の水準を基に設定されています。

②国が定める給付単価額

→給付単価額は、特定教育・保育等に子ども1人の1か月当たりの標準的な費用の額として児童の年齢、施設の定員数、職員の体制、施設の所在地（地域区分）等を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々の程度必要かを基に設定されています。

③政令で定める額

→「教育・保育給付認定保護者についての法第二十七条第三項の政令で定める額は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特定教育・保育（同条第一項に規定する特定教育・保育をいう。以下この項において同じ。）に係る標準的な額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。」※子ども・子育て支援法施行令第4条第2項一部抜粋

子ども・子育て支援法施行令第4条第2項にある上記①と②の額を上限とし、そのいずれか低い額が「政令で定める額」となる。

③政令で定める額が、上記①と②のどちらか低い方の額とされているのは、保護者が支払う利用者負担額（保育料）が、教育・保育にかかる費用を上回ってはならないということが前提になっているためです。

(2) 本市の利用者負担額（保育料）の考え方について

- I. 子育て世帯への支援施策として①国の定める保育料の額を72.5%まで軽減することとしています。
- II. 保育料は、給付単価額を超えてはいけないため、②国が定める給付単価額を参照し、毎年
の保育料が大きく増減しない範囲で本市の保育料を設定する。

⇒以上に基づいた本市の利用者負担額（保育料）を、東大阪市子ども・子育て会議（附属機関）に諮り、会議での審議を踏まえ、条例を制定し、これまで運用しています。

(3) 今回の問題点について

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例第2条第1項において③政令で定める額の72.5%を上限とすると規定しています。

このため、③政令で定める額＝②国が定める給付単価額に72.5%を乗じた額の方が、本市が定めた利用者負担額（保育料）よりも低くなるケースが発生しています。

(利用者負担額が低くなるケース)

本市の保育料：①国の定める保育料の額に72.5%を乗じた額を上限
(なおかつ、②国が定める給付単価額を超えないようにする。)

条例の規定：③政令で定める額に72.5%を乗じた額を上限

→①国の定める保育料の額よりも②国が定める給付単価額の方が低い場合、

$\boxed{\text{③政令で定める額} = \text{②国が定める給付単価額}} \times 72.5\% < \boxed{\text{本市の保育料}}$ となること
があり、このケースが今回の返還対象となります。

今回の事象は、条例制定当時「③政令で定める額」＝「①国の定める保育料の額」となることを想定していましたが、条例制定後に公布された国の政令と条例に齟齬が発生していないかの確認が不十分であったこと、また、本市の保育料が②国が定める給付単価額の上限は超えず、法令の範囲内であるという認識があったことが原因です。

利用者負担額(保育料)の所得区分および施設別給付単価表

(別表1)

②国が定める給付単価額(定員区分ごとの施設で保育に要する費用)

※国の単価額をベースとしたものであり加算等により金額に差が生じる場合あり

※この表は、令和3年度 0歳から2歳までの保育料の数値を表しています。

①国が定める保育料 (市民税所得割額に応じて設定)		①	②								市保育料				
			20人	21人から 30人まで	31人から 40人まで	~	81人から 90人まで	91人から 100人まで	101人から 110人まで	111人から 120人まで			~	161人から 170人まで	171人以上
国階層	所得区分		182,210	149,730	133,680	~	108,560	102,820	101,030	99,490	~	95,420	94,710	市保育料	市階層
第1階層	生活保護世帯	0	0										0	010	
第2階層(ひとり親等)	市民税 非課税世帯	0	0										0	02A	
第2階層	市民税 非課税世帯	9,000	9,000										6,520	02B	
第3階層(ひとり親等)	所得割課税額(48,600円未満)	9,000	9,000										6,520	03A	
第3階層	所得割課税額(48,600円未満)	19,500	19,500										14,130	03B	
第4階層(ひとり親等)	所得割課税額77,101円未満	9,000	9,000										6,520	D01A	
第4階層(1)	所得割課税額(57,700円未満)	30,000	30,000										21,750	D01B	
第4階層(2)	所得割課税額(97,000円未満)	30,000	30,000										21,750	D01	
第5階層	所得割課税額(169,000円未満)	44,500	44,500										32,260	D02	
第6階層	所得割課税額(301,000円未満)	61,000	61,000										44,220	D03	
第7階層	所得割課税額(397,000円未満)	80,000	80,000										58,000	D04	
第8階層	所得割課税額(397,000円以上)	104,000	←②の上限額より①の上限額が低い層→				←①の上限104,000円より②の上限額が低くなる層→				73,240	D05			
			104,000				102,820	101,030	99,490	~			95,420	94,710	

← 返 還 対 象 と な る 層 →

②国が定める給付単価額に0.725を乗じた場合の金額	①の上限104,000円より低くなり、かつ、②の上限に0.725を乗じた額が市の定めた額よりも高くなる層					本市の保育料との近似値	②の上限額に0.725を乗じた額が本市の保育料73,240円よりも低くなり、今回返還対象となる層					
		132,102	108,554	96,918	~	78,706	74,545	73,247	72,130	~	69,180	68,665
	本市の上限との差額(返還となる額)→							-1,110			-4,061	-4,575